



重要事項説明書

指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション

1 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 哺育会 横浜相原病院
所在地	神奈川県 横浜市 瀬谷区 阿久和南2-3-12
事業所番号	1413403151
管理者・連絡先	院長 藤渡 辰馬 ・ 代表電話番号 045-362-7111
サービス提供地域	
横浜市瀬谷区・旭区・泉区・戸塚区 大和市(一部)	

2 事業所職員体制

職種	従事するサービス内容		
管理者/医師	業務の管理一元的に行う/リハビリ及び利用者の健康状態に関する指示・助言を行う	1	名
看護師	医療行為・看護を行う	1	名
管理栄養士	利用者の栄養状態のリスク及び課題を把握し計画を立て改善指導・助言を行う	1	名
理学療法士	個々の利用者に合わせて計画を立て その計画に沿ったリハビリ・助言を行う	1	名
作業療法士		4	名
言語聴覚士		3	名
介護福祉士・介護職	利用者の日常生活の介護・助言を行う	10	名以上

3 業務日及び業務時間

サービス提供日	サービス提供時間
月・火・水・木・金・土曜日	10:00 ~ 16:00
サービス休業日	業務時間
12月31日 ~ 1月3日及び日曜日	8:30 ~ 17:30

4 利用料金

サービス利用料については、介護保険法に基づく要介護度に応じた 割負担分と実費負担分 550円 (食費・おやつ費)となります。

利用料金のお支払いは、1月遅れの銀行引き落としとなります。月初に各個人請求書をお渡しいたしますので、金額と口座残高のご確認をお願いします。

※利用料金の同意については、別紙利用料金計算書をご確認の上、本書の同意とします。

5 サービス利用の変更・休み・中止

サービス利用の変更・休み・中止する際には、直接通所リハビリテーションへご連絡いただくか、担当のケアマネージャーを通してご連絡ください。体調不良等のお休みに関しては、キャンセル料は発生しません。

通所リハビリテーション 直通電話番号 045-362-7154 (朝 8時30分より対応)

※通所リハビリテーションが電話中の場合、病院受付対応になってしまうことがあります。

その場合は、通所リハビリテーション利用者の〇〇です。若しくは通所リハビリテーション利用者〇〇の家族です。等名乗っていただけると対応がスムーズです。ご協力よろしくお願いいたします。

6 急変時・事故等に関する対応

利用者の病状に急変が起きた場合や事故等が発生した場合、医師の指示に基づき必要に応じ臨時応急の手当を行います。その後、家族等緊急連絡先に連絡するとともに、主治医に連絡し適切な処置を行います。

事故等により発生した事項に関しては、契約書大10条(損害賠償)の定める通りとします。また、事故発生に関しては、保険者(市町)に利用者及び家族の同意のもと連絡を取ることがあります。

7 運営方針

- 1) 通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なリハビリを行い、利用者の心身機能・生活機能の維持・向上を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活活動に参加出来るよう日常生活自立の支援に努めます。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者若しくは家族の同意を得た場合、又は緊急やむを得ない場合など以外は原則として身体拘束及びその他の行動制限は行いません。
- 3) 明るい家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「笑顔」「個性豊か」に過ごすことが出来るようサービスの提供に努めます。
- 4) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧であること、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から在宅生活上必要な事項を理解しやすく指導・説明を行い、実施します。
- 5) 適宜、必要な方にリハビリテーション会議を開催し、専門的な見地から利用者の病状・心身状況・希望・置かれている環境の情報を共有するよう努め、利用者に必要なサービスを提供します。

8 窓口相談・苦情対応

横浜相原病院 通所リハビリテーション 相談窓口	窓口責任者	大塚 晶 (おおつか あきら)
	電話番号	045-362-7154
	FAX番号	045-270-8059

お住いの区役所及び横浜市・神奈川国民保険団体連合会においても苦情申し出等が出来ます。

瀬谷区 高齢・障害支援課	電話番号	045-367-5714
横浜市 本庁	電話番号	045-671-2356
神奈川国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	神奈川県 横浜市 西区 楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月曜日～金曜日 8:45～17:45

9 衛生管理・感染予防対策

当施設は、日常の衛生管理 事業所及び設備環境を清潔に保ち整理整頓、清掃を行います。

事業所・施設における感染症発生、又はまん延しないよう措置を講じます。

10 非常災害対策

非常災害対策の目的は、人命を守ることを最優先とし、災害が発生した場合には必要な対応が迅速かつ円滑に取れるよう近隣地域とも連携し適切に行動します。

11 虐待の防止及びハラスメント対策

虐待の防止・ハラスメント防止の為、委員会及び指針を整備し、従業者に対して定期的な研修を行っています。

また、お互いが気持ちよく利用出来、気持ちよく働ける環境維持・再発防止の為、虐待及びハラスメントを防止するための措置を講じます。

12 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための措置を講じます。

13 その他運営についての留意事項

事業所は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備します。

適宜、同意の上でホームページ・Instagram・公式LINE撮影や取材のご協力をお願いすることがあります。

サービス契約の締結にあたり上記、重要事項の説明を受け同意し交付されました。

令和 6 年 6 月 1 日

< 利用者又は立会人 住所 >

< 利用者又は立会人 氏名 >

< 説明者 >

リハビリ 太郎